福

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目

○福島県税条例の一部を改正する条例

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 ○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条

例の一部を改正する条例

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正 る条例

○福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正す

○職員の降給に関する条例の一部を改正する条例 する条例

○福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

条

例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、 福島県税条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、 職員の懲戒の手続及び

> 条例、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例、 般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当 等に関する条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業 効果に関する条例の一部を改正する条例、 員の降給に関する条例の一部を改正する条例及び福島県職員の退職手当に関する条例等 を改正する条例、 に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 改正する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例、 正する条例、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、外国の地方公共団体の 一部を改正する条例をここに公布する。 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改 職

令和四年十二月二十三**日**

福島県知 事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十二号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。 一条中第六号を削り、 第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り

蓋 蓋 蓋 蓋 三 第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

三第 第三十八条の十六中 第三十八条の二第一項及び第三十八条の八中 一項に規定する方法により」を削る。

「納付書又は施行規則第二十四条の四十三第一項に規定する方法

「納付書又は施行規則第二十四条の四

「納入書又は施行規則第二十四条の四十三第

一項に規定

によつて」を削る。 第三十八条の二十四第一項中

する方法によつて」を削る。

띨 띨 띨 띨 띨 뜨 뜨

깰

る方法によつて」を削る。 第三十八条の三十第一項中

第三十九条の十二第二項及び第三十九条の十四中「納付書又は施行規則第二十四条の

「納付書又は施行規則第二十四条の四十三第一項に規定す

四十三第一項に規定する方法により」を削る。

により」を削る。 第三十九条の二十六、第三十九条の二十七第二項及び第三十九条の二十九中

「納付書によつて」を削る

第四十二条の十本文中「納入書によつて」を削る。 第四十一条の七第一項及び第四十一条の九第二項中

四四四四

第四十二条の十五中「、納入書又は納付書によつて」を削る

第五十八条の十六第二項中「納入書によつて」を削る。

第五十八条の十八前段中 「納付書により」を削る。

第七十一条の五第一項中「納付書により」を削る。 第五十八条の二十中「納入書又は納付書によつて」

を削る。

附則第八条の六第二項後段を削る。

附則第九条第十三項中 「第十二条のご 第 項 を 「第十二条の二の二 第一 項 に改

報

福

島

県

る

の条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)第二条の規定の施行の日又はこ 三項の改正規定は、医薬品、 「項の改正規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、福島県税条例附則第九条第十勝・則 稅

務 課

福島県条例第五十三号

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 別表第一から別表第五までを次のように改める。の百十五」を「百分の百十七・五」に改める。 第十七条の四第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、五」を「百分の百」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。 に改正する。 |百五十円| に改める。 『百分の百二十』に、『百分の六十五』を『百分の六十七・五』に、『百分の九十七・ 「百分の九十七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を 第十七条第二項各号列記以外の部分中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、 第十六条の二第一項中第十条第二項第二号中 「五千四百円」を「五千五百円」に、「八千百日「六万七百円」を「六万七千九百円」に改める。 「八千百円」を「八千 の一部を次のよう 「百分

令和 4 年12月23日 金曜日

								再用員外跡在職以の買	の食	舞員
33	29 30 31 32	25 26 27 28	21 22 23 24	17 18 19 20	13 14 15 16	9 10 11 12	8765	4 3 2 1	中常常	銀の務務
202,600	196,100 197,700 199,500 201,000	189,500 191,100 192,900 194,600	178,900 181,400 184,000 186,600	173,200 174,600 176,000 177,400	167,700 169,100 170,400 171,900	162,400 163,700 165,000 166,400	157,900 159,100 160,200 161,300	153,300 154,400 155,600 156,700	給料月額	1 級
252,000	247,400 248,500 249,600 250,700	242,300 243,800 245,200 246,300	236,200 237,800 239,300 240,800	229,800 231,500 233,200 234,700	222,800 224,700 226,400 228,000	216,100 217,900 219,600 221,300	209,500 211,300 212,800 214,500	19 202,700 204,500 206,300 207,900	給料月額	2 級
288,800	281,900 283,600 285,500 287,200	274,800 276,500 278,400 280,200	267,800 269,600 271,400 273,100	261,700 263,500 264,800 266,300	256,300 257,700 259,000 260,400	250,800 252,200 253,700 255,000	244,600 246,100 247,600 249,200	238,300 239,900 241,500 243,100	給料月額	3 級
333,500	325,600 327,700 329,800 331,900	317,400 319,500 321,600 323,700	309,300 311,400 313,500 315,600	301,000 303,100 305,300 307,400	293,700 295,700 297,600 299,100	285,700 287,700 289,800 291,800	277,900 279,900 281,900 283,800	770,900 272,900 272,900 274,400 276,100	給料月額	4 級
362,000	354,400 356,300 358,200 360,000	346,800 348,800 350,800 352,800	338,900 341,000 343,100 345,200	330,600 332,700 334,800 336,900	322,000 324,100 326,300 328,500	313,000 315,300 317,600 319,900	304,900 307,200 309,200 310,900	円 296,300 298,600 300,800 303,000	給料月額	5 級
391,400	384,400 386,200 388,000 389,800	376,600 378,600 380,600 382,700	368,700 370,700 372,600 374,600	360,900 362,900 364,900 366,900	352,700 354,700 356,800 359,000	344,200 346,400 348,500 350,700	335,500 337,600 339,900 342,100	円 326,400 328,700 331,000 333,300	給料月額	6 級
438,000	432,900 434,200 435,500 436,800	426,500 428,000 429,600 431,200	419,000 420,800 422,700 424,600	411,300 413,300 415,200 417,100	402,400 404,700 407,000 409,400	391,700 394,400 397,100 399,800	381,600 384,200 386,700 389,300	円 371,500 374,200 376,800 379,500	給料月額	7 級
473,900	470,800 471,700 472,500 473,200	466,000 467,300 468,600 469,700	460,000 461,500 463,000 464,500	452,800 454,600 456,400 458,200	444,900 446,800 448,800 450,800	436,600 438,700 440,800 442,900	427,800 430,100 432,400 434,600	418,300 420,800 423,300 425,900	給料月額	8 級
535,500	532,000 532,900 533,800 534,600	527,500 528,600 529,700 530,900	521,900 523,300 524,800 526,200	516,100 517,600 519,100 520,500	506,800 509,100 511,500 513,900	494,700 497,800 500,900 504,000	482,300 485,400 488,600 491,700	470,000 473,100 476,200 479,300	給料月額	9 級
			573,900	570,000 571,000 572,000 572,900	564,800 566,200 567,600 568,900	557,600 559,400 561,200 562,900	547,700 550,000 552,500 555,100	735,000 538,100 538,100 541,300 544,400	給料月額	10 級

69 70 71 72	65 66 67	61 62 63 64	57 58 59	55 55 56	49 50 51 52	45 46 47 48	41 42 43 44	37 38 39 40	34 35 36
239,200 239,900 240,600 241,200	236,700 237,600 238,100 238,600	233,400 234,300 235,100 235,900	230,600 231,400 232,200 232,900	227,200 228,200 228,900 229,800	222,900 224,000 225,000 226,100	217,900 219,200 220,500 221,700	213,100 214,300 215,600 216,800	208,000 209,400 210,400 211,600	204,100 205,500 206,700
291,700 292,400 293,200 294,100	288,300 289,200 290,100 291,000	284,500 285,500 286,500 287,500	280,300 281,400 282,500 283,500	275,800 276,900 278,100 279,200	271,100 272,300 273,400 274,700	266,200 267,500 268,900 270,000	261,300 262,600 264,000 265,200	255,900 257,300 258,700 260,100	253,300 254,200 255,000
338,800 339,500 340,200 340,900	336,100 336,500 337,300 338,100	332,700 333,600 334,400 335,200	328,200 329,400 330,600 331,800	321,900 323,400 325,000 326,600	315,700 317,200 318,800 320,500	309,400 311,100 312,800 314,500	302,700 304,400 306,100 307,800	295,500 297,300 299,100 300,900	290,600 292,200 293,800
378,300 378,900 379,500 380,100	375,800 376,500 377,200 377,800	373,300 373,900 374,600 375,300	370,900 371,600 372,300 373,000	366,800 367,900 369,000 370,000	362,800 363,700 364,800 365,800	356,800 358,300 359,800 361,300	349,500 351,400 353,300 355,100	341,500 343,500 345,500 347,500	335,500 337,600 339,700
394,900 395,400 396,100 396,600	392,600 393,300 393,900 394,500	390,400 391,000 391,600 392,200	388,000 388,600 389,200 389,900	385,300 386,000 386,700 387,400	382,200 383,000 383,700 384,600	378,600 379,400 380,300 381,200	374,400 375,400 376,500 377,600	369,000 370,300 371,700 373,100	363,800 365,600 367,500
416,100 416,400 416,700 416,900	415,000 415,300 415,500 415,800	413,900 414,100 414,400 414,700	412,500 412,900 413,200 413,400	411,400 411,700 412,000 412,300	409,200 409,800 410,400 411,000	406,600 407,300 408,000 408,600	402,400 403,600 404,700 405,800	397,500 398,700 400,000 401,200	392,800 394,300 395,900
		455,900	454,700 455,100 455,400 455,600	453,400 453,800 454,100 454,400	451,700 452,100 452,500 452,900	449,200 450,000 450,500 451,200	446,200 446,900 447,600 448,400	443,200 444,000 444,800 445,600	439,300 440,700 442,000
						480,800	479,100 479,500 479,800 480,300	476,600 477,200 477,800 478,500	474,700 475,400 476,100
							540,900	538,400 539,000 539,600 540,200	536,400 537,100 537,800

105 106 107 108 109 110	101 102 103 104	97 98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76
			253,300	251,600 252,100 252,500 253,000	249,200 249,800 250,400 250,900	246,600 247,300 247,900 248,600	244,100 244,700 245,500 246,000	241,800 242,400 243,100 243,600
305,300 305,600 306,000 306,300 306,500 306,900	304,000 304,400 304,800 305,100	302,800 303,100 303,400 303,800	301,500 301,800 302,200 302,600	300,300 300,600 301,000 301,300	299,000 299,300 299,600 300,000	297,800 298,100 298,400 298,700	296,500 296,900 297,300 297,600	295,000 295,500 295,900 296,300
355,500 355,900 356,300 356,700 357,000	353,500 353,900 354,300 354,600	351,900 352,400 352,700 353,100	350,500 350,900 351,400 351,800	348,900 349,400 349,900 350,300	347,300 347,700 348,200 348,600	345,400 345,900 346,400 346,900	343,500 344,000 344,500 345,000	341,500 342,100 342,700 343,200
	393,300	391,700 392,200 392,600 393,000	390,300 390,600 391,000 391,400	388,600 389,200 389,700 390,100	386,900 387,400 387,800 388,100	385,100 385,700 386,100 386,500	383,000 383,500 384,100 384,600	380,600 381,200 381,900 382,500
			404,900	402,900 403,400 403,800 404,400	400,500 401,100 401,800 402,500	399,400 399,800 400,100 400,300	398,400 398,700 399,000 399,200	396,900 397,400 397,700 398,100
				424,100	422,100 422,400 423,000 423,700	420,000 420,300 420,900 421,600	418,100 418,600 419,100 419,600	417,100 417,400 417,700 417,700 417,900

					. N
		顕具	再用貝外に強以のこ	職の分員区	公安職
13	9 10 11 12	8 7 6 J	4 3 2 1	影響の影響を影響を表現しています。	公安職給料表
19	15 15 15	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	8855	1 給料月	
199,000	192,000 193,700 195,600 197,300	184,700 186,600 188,400 190,300	円 178,100 179,800 181,400 183,100	殺ョ額	
2	2 2 2 2	2 2 2 2		2 **	
219,000	209,500 211,800 214,200 216,600	200,800 203,000 205,200 207,400	円 193,900 195,600 197,300 199,100	短 額	
2	2222	2222	2 2 2	3	
242,400	235,400 237,200 238,900 240,700	227,600 229,400 231,400 233,300	円 219,700 221,700 223,800 225,800	類質	
29	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	2222	2222	4	
279,000	273,100 274,700 276,000 277,500	266,400 268,200 270,000 271,700	円 259,700 261,400 263,000 264,700	殺用額	
ω	ည ည ည ည	ယ ယ ယ ယ	ట్ట్ ట్ట్ ట్	参	
326,700	318,300 320,500 322,700 324,900	310,100 312,100 314,200 316,400	円 301,700 303,800 305,900 308,200	級 月 額	
ယ	బ బ బ బ	ယ ယ ယ ယ	ယ ယ ယ ယ	6 巻	
353,400	344,400 346,700 349,100 351,400	336,800 338,800 340,700 342,500	円 328,100 330,400 332,500 334,800	殺用額	
ω	బ బ బ బ	ယ ယ ယ ယ	ω ω ω ω	8	
381,700	373,100 375,300 377,500 379,700	364,800 367,000 369,000 371,200	円 355,900 358,200 360,500 362,800	月 額	
4	444	4443	ယ ယ ယ ယ	8 巻 数)	
415,000	406,800 408,900 410,900 413,000	399,400 401,300 403,300 405,200	円 391,200 393,500 395,600 397,600	級 月 額	
4	444	<u> </u>	4444	8 巻 月	
453,700	447,300 449,000 450,700 452,400	440,600 442,300 444,000 445,600	円 433,400 435,300 437,300 439,200	月 額	
5	5 5 4 4	<u> </u>	4444	10 給料)	
506,900	494,900 498,000 501,000 504,000	482,500 485,600 488,800 491,900	円 470,100 473,200 476,300 479,400	級	

再用具件										
	125	124	121 122	120	119	117	116	114	113	111 112
191,700										
220,000	311,100	310,800	309,900 310,200	309,600	309,400	308,900	308,700	308,100 308,300	307,700	307,300 307,600
261,100									358,200	357,400 357,700
281,100										
296,600										
322,600										
365,400										
399,600										
452,100										
534,700										

令和 4 年12月23日 金曜日

49 50 51 52	45 46 47 48	41 42 43 44	37 38 39 40	33 34 36	29 30 31 32	25 26 27 28	21 22 23 24	17 18 19 20	14 15 16
260,100 261,000 262,100 263,200	256,300 257,400 258,400 259,400	251,200 252,600 253,900 255,200	244,700 246,500 248,200 249,900	238,200 239,900 241,600 243,300	231,200 233,000 234,700 236,500	223,900 225,700 227,500 229,200	216,700 218,500 220,200 222,000	207,300 209,500 211,800 214,100	201,000 203,100 205,100
272,900 274,200 275,000 275,800	268,800 270,000 270,900 270,900 272,100	264,400 265,400 266,700 268,100	258,900 260,300 261,600 263,000	253,000 254,500 256,000 257,500	246,300 248,100 249,800 251,600	239,900 241,600 243,300 245,000	233,100 234,900 236,600 238,400	225,900 227,700 229,500 231,400	220,800 222,400 224,200
289,500 291,100 292,800 294,500	283,600 285,100 286,600 288,200	278,400 279,900 281,400 282,600	274,900 276,000 276,800 277,500	271,100 272,200 273,000 274,100	267,100 268,000 269,300 270,400	262,000 263,500 264,800 265,900	256,300 257,800 259,300 260,700	249,500 251,300 253,000 254,700	244,300 246,200 248,100
335,900 337,500 339,100 340,800	328,900 330,800 332,600 334,500	322,200 323,700 325,400 327,100	315,200 317,000 318,800 320,600	308,300 310,000 311,800 313,700	301,100 303,000 304,800 306,700	293,100 295,000 296,900 299,100	288,400 289,700 291,000 292,200	283,300 284,700 286,000 287,300	280,300 281,300 282,500
398,300 399,000 400,000 401,200	391,500 393,300 394,900 396,700	383,500 385,600 387,700 389,800	375,100 377,200 379,300 381,300	367,100 369,200 371,200 373,300	359,300 361,400 363,300 365,400	351,100 353,200 355,300 357,500	343,000 345,100 347,100 349,300	334,200 336,500 338,700 341,000	328,800 330,600 332,400
417,300 418,100 418,900 419,700	412,400 413,600 414,800 416,100	408,200 409,500 410,500 411,500	402,400 404,000 405,500 407,000	394,400 396,500 398,600 400,700	386,100 388,200 390,300 392,400	378,000 380,100 382,200 384,300	370,200 372,200 374,100 376,300	362,000 364,100 366,100 368,300	355,500 357,600 359,900
440,700 441,200 441,600 441,900	437,600 438,400 439,200 440,000	432,900 434,200 435,500 436,800	426,800 428,300 429,800 431,400	420,800 422,300 423,900 425,500	413,800 415,500 417,200 419,000	405,900 407,800 409,800 411,800	397,800 399,700 401,800 403,900	389,800 391,900 394,000 396,100	383,800 385,900 388,100
462,200 462,700 463,000 463,500	460,300 460,800 461,200 461,700	457,600 458,300 459,000 459,600	455,100 455,700 456,400 457,100	448,600 450,300 452,000 453,600	441,900 443,600 445,300 447,000	436,000 437,400 439,000 440,500	430,000 431,600 433,100 434,700	423,100 424,800 426,500 428,200	417,100 419,200 421,200
	488,400	486,800 487,200 487,600 488,000	484,600 485,300 485,800 486,300	482,300 483,000 483,700 484,400	479,700 480,500 481,200 481,900	474,200 475,700 477,100 478,500	467,300 469,000 470,700 472,400	460,400 462,200 464,000 465,800	455,300 457,000 458,800
		540,900	538,300 538,900 539,700 540,400	535,400 536,100 537,000 537,500	531,800 532,700 533,600 534,500	527,200 528,300 529,500 530,700	521,600 523,100 524,600 526,100	516,100 517,600 519,100 520,400	509,200 511,500 513,900

89 90	85 86 87	81 82 83	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67	61 62 63 64	57 58 59	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
302,400 303,600	297,900 299,100 300,300 301,500	293,300 294,600 295,700 296,800	289,300 290,400 291,400 292,600	284,400 285,800 287,000 288,300	279,500 280,700 282,100 283,400	274,900 276,000 277,200 277,500	271,100 272,000 273,000 274,000	267,800 268,600 269,400 270,200	263,700 264,900 265,700 266,800
324,600 326,100	318,900 320,400 321,900 323,400	313,800 315,200 316,400 317,800	308,100 309,600 311,100 312,600	303,100 304,600 305,900 307,100	297,600 299,200 300,600 302,100	292,200 293,600 294,800 296,300	286,500 288,000 289,500 291,000	281,500 282,600 284,100 285,300	276,700 277,900 279,200 280,600
351,900 353,300	346,100 347,700 349,200 350,700	339,500 341,200 342,900 344,600	332,800 334,500 336,100 337,800	326,300 327,900 329,500 331,200	321,000 322,400 323,700 323,200	314,600 316,300 318,000 319,700	308,300 310,100 311,700 313,200	302,000 303,800 305,400 307,100	295,600 297,300 298,900 300,600
390,800 391,400	388,400 389,000 389,600 390,200	383,700 384,900 386,100 387,400	379,000 380,200 381,400 382,600	373,500 374,800 376,200 377,500	368,100 369,600 370,900 372,400	362,000 363,600 365,200 366,800	355,100 356,800 358,500 360,300	348,700 350,400 352,100 353,800	342,300 344,100 345,700 347,500
424,100 424,600	422,700 423,200 423,500 423,800	420,900 421,400 421,900 422,400	419,000 419,600 420,200 420,700	417,200 417,600 418,100 418,700	415,000 415,600 416,200 416,700	412,700 413,400 414,100 414,700	410,300 411,000 411,700 4112,400	407,400 408,100 408,900 409,700	402,500 403,600 404,800 406,100
434,400 434,700	433,400 433,700 434,000 434,200	432,400 432,700 433,000 433,200	431,200 431,600 431,900 432,200	430,100 430,400 430,700 431,000	428,900 429,200 429,500 429,800	427,100 427,600 428,100 428,600	424,900 425,500 426,100 426,600	422,800 423,300 423,900 424,500	420,100 420,800 421,500 422,200
	451,900	450,300 450,600 450,900 451,200	449,100 449,500 449,800 450,100	448,000 448,300 448,600 448,900	446,900 447,200 447,500 447,800	445,800 446,100 446,400 446,700	444,500 444,800 445,100 445,400	443,400 443,700 444,000 444,300	442,100 442,600 442,900 443,200
					468,100	467,100 467,300 467,500 467,700	466,000 466,200 466,400 466,600	465,000 465,200 465,400 465,600	464,000 464,100 464,400 464,600

号外第75号

9

 125 126 127 128	121 122 123 124	117 118 119 120	113 114 115 116	109 110 111 111 112	105 106 107 108	101 102 103 104	97 98 99 100	93 94 96	91 92
 332,400	330,700 331,200 331,700 332,200	327,800 328,600 329,400 330,200	325,100 325,800 326,500 327,300	322,500 323,100 323,700 324,300	320,200 320,900 321,500 322,100	315,900 317,000 318,100 319,200	311,200 312,400 313,600 314,800	305,600 307,800 309,000 310,300	304,600 305,800
361,900 362,400 362,900 363,400	360,100 360,600 361,100 361,600	357,900 358,400 359,000 359,600	353,800 354,800 355,800 356,800	350,000 351,000 352,000 353,000	345,700 346,800 347,900 349,000	341,100 342,200 343,400 344,600	335,700 337,100 338,400 339,800	330,400 331,800 333,200 334,600	327,600 329,100
 382,700 383,200 383,700 384,200	380,600 381,200 381,700 382,200	378,900 379,400 380,000 380,500	377,000 377,400 378,000 378,600	375,200 375,700 376,200 376,700	372,800 373,400 374,000 374,600	368,000 369,200 370,400 371,600	363,400 364,600 365,800 367,000	357,400 358,900 360,400 361,900	354,600 356,000
 407,800 408,200 408,700 409,200	405,900 406,300 406,800 407,300	403,900 404,400 404,900 405,400	402,100 402,600 403,100 403,600	400,300 400,800 401,300 401,800	398,700 399,200 399,700 400,000	396,900 397,400 397,900 398,400	394,900 395,500 396,100 396,700	393,000 393,600 394,100 394,600	392,000 392,600
					430,300	428,800 429,200 429,600 429,900	427,200 427,600 428,000 428,400	425,700 426,100 426,500 426,900	425,000 425,400
						437,500	436,500 436,800 437,100 437,300		435,000 435,300

令和 4 年12月23日 金曜日

再用具任職													
	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129
246,900													
258,800													363,800
263,100	389,800	389,500	389,000	388,500	388,000	387,700	387,200	386,700	386,200	386,000	385,500	385,000	384,500
295,800													409,700
312,400													
326,700													
351,100													
387,300													
419,700													
463,200													

		再用員外職任職以の員	教教を設定を発見しています。
29 31 32 33	225 226 227 227	1 2 2 3 4 4 4 7 6 6 7 7 8 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	数音職給料表 職員
221,100 222,800 224,500 226,200 227,600	211,100 212,800 212,800 214,500 216,100 217,800 217,800	H 167,500 1169,000 1170,500 177,500 1775,600 1775,600 1777,500 1779,300 181,100 183,200 185,400 187,300 198,700 198,700 198,700 198,700 200,400 205,300 207,800	1 級 給料月額
271,800 274,200 276,400 278,600 280,700	255,700 256,700 259,600 262,000 264,600 267,100 269,400	H 211,600 213,300 215,100 216,800 218,700 220,400 222,100 223,800 227,300 227,300 227,300 227,300 230,900 234,500 238,400 238,400 240,100 240,100 241,500 248,300 255,900	2 級 給料月額
336,000 338,000 339,600 341,300 343,300	315,400 321,800 324,500 326,700 329,100 331,500 333,800	H 272,300 274,700 277,000 277,000 279,300 281,800 284,200 288,500 298,500 299,700 299,700 299,700 299,900 301,800 303,800 305,600 312,000 314,500 316,800	特2級 給料月額
394,900 396,900 398,900 400,900 402,800	383,700 385,600 387,500 387,500 389,400 391,300 393,200	H 339,000 341,300 343,500 347,900 351,900 351,900 353,500 357,700 359,800 362,100 368,300 372,100 372,100 372,100 379,900 379,900	3 級
477,500 478,900 480,200 481,600 482,700	467,600 469,400 471,000 472,700 474,300 476,000	H 428,000 429,800 431,600 435,000 435,000 436,600 440,400 441,900 445,800 447,700 445,200 445,200 451,300 458,600 466,700 466,700 461,000	4 級
69 70 71 72	66 66 67	65587 5553 5510 4444 4444 45 609887 665987 66988	33 355
277,300 278,800 280,100 281,500	267,100 268,100 269,200 270,200 271,400 272,900 274,300 275,900	237, 900 239,700 241,400 243,100 244,800 246,400 247,800 250,600 251,800 253,100 258,200 259,600 260,800 261,800 261,800 263,100 263,100 263,100 266,200	231,100 231,800 234,400 236,200
357,100 359,200 361,300 363,300	340,300 342,500 344,700 346,900 348,900 351,100 353,200 353,200	293,400 295,200 296,700 298,900 300,900 301,100 311,000 3112,800 315,000 319,700 322,100 322,100 328,000 329,700 331,800 331,800 3331,800 3331,800 3333,900	285,100 287,200 289,400 291,200
409,000 410,400 411,800 413,200	397,900 399,400 400,800 402,200 403,600 404,800 406,300 407,700	356,600 358,700 362,900 364,800 367,000 371,000 375,100 376,900 3775,100 378,700 384,600 384,600 388,300 390,000 390,000 395,000	347,800 349,900 352,200 354,300
455,300 456,500 457,800 459,000	445,400 446,700 448,100 449,300 450,500 451,700 452,900 454,200	412,100 413,700 415,300 416,700 418,100 421,300 422,600 422,600 425,900 427,500 428,900 430,500 433,900 435,300 436,900 438,600 439,900 441,400 441,400	406,100 407,800 409,100 410,600
	502,200	486,900 487,600 489,000 489,700 490,400 491,800 492,500 493,200 493,200 496,600 497,300 498,000 498,000 498,000 498,000 499,400 500,100 500,800	484,100 484,900 485,500 486,200

																			-																							_
110 111	109	108	107	105		104	103	102	101		100	99	97	07	96	95	94	93		92	91	90	80	0	× 0	0 0	8 51		84	83	82	81		80	70	78	77	,0	76	74	73	_
321,700 322,200	321,300	320,500	319,500	317,700 318,600		317,100	316,100	315,000	313.900	1	312,900	311,800	319,000	300 600	308,700	307,500	306,300	305,200		304,300	303,100	301,700	300 700	200,100	290,300	297,400	296,200		295,200	294,000	292,700	291,500		290,300	289,000	288.300	287.300	200,400	285,100	283,800	282,400	
413,900 414,700	413,000	412,200	411,200	409,300 410 300		408,600	407,500	406,400	405.400		404,600	403,500	401,300	101 300	400,100	398,700	397,400	396,200		394,900	393,600	392,000	301 000	000,100	380 700	388,900	385,400		384,400	382,800	381,300	379,800		378.200	376 500	374.800	373 100	371,400	369,400 371 400	367,400	365,400	_
446,200 446,500	445,800	445,600	445,400	444,800 445,100		444,500	444,200	443,900	443.600	100	443 200	442,300	441,900	441 000	441,100	440,300	439,500	438,600		437,700	436,700	435,700	134 600	100,000	432,300	431,200	430,000		428,800	427,500	426,500	425,300	,	423.900	199 500	421,200	419 900	410,700	417,400 418,700	415,900	414,500	
													4/3,400	475 400	474,700	473,700	472,700	471,700		471,100	470.100	469,000	168 800	₹00,000	467,000	467,200	466,600		466,100	465,600	465,100	464,500		463.900	463,400	462,900	462.300	401,000	461,300 461,800	460,800	460,100	
																																										_
149	148	147	145		144	142	141	1	140	139	138	137		136	135	134	133	100	132	130	129		128	127	126	125		124	123	199	121	120	120	118	117	1	116	115	114	113	111	119
335,300	335,000	334,700	334,200		334.000	333,400	333,100	222	333,000	332,700	332,400	332,200		332,000	331,700	331,400	331.200	001,100	331 100	330,300	329,900		329,800	329,400	329,100	328,700		328,400	327,800	327 300	326 900	326,600	326,100	325,600	325,100		324,700	324,200	323,700	323,300	7,100	200 700
427,700	427,500	427,300	426,700		426.500	425,500	425,600		425,400	425,200	424,900	424,600		424,400	424,200	423,900	423.700	120,100	423,200	422,800	422,500		422,300	422,100	421,800	421,500		421.300	421,100	420,800	420 500	420,100	419,700	419,200	418,700		418,200	417,500	416,800	416,000	410,000	415 500
																																			447,900		447,700	447,500	447,200	446,900	110,100	1 16 700
																																										_

令和 4 年12月23日 金曜日

					再用員外職任職以の員	職の分員区	別表第 4 研究職	· 指表表	再用具泊線	
21	18 19 20	15 16 17	10 11 12 13 14	9 8760	л 4321	最後後ろうながられる。	表第4 (第3条関係) 研究職給料表	この表の; 員会規則で それぞれ;		150 151 152 153
184,000	177,700 179,900 181,900	171,800 173,800 175,700	163,500 165,100 166,700 168,100 169,900	158,200 159,500 160,800	円 152,300 153,400 154,600 155,700	1 級給料月額	関係)	考 この表の適用を受ける職員のうち、 委員会規則で定めるものの給料月額は、 額をそれぞれ加算した額とする。	239,700	335,500 335,800 336,100
250,200	241,800 244,700 247,600	234,300 236,800 238,900	222,500 224,800 227,200 229,300 231,700	213,700 215,900 218,000 220,200	円 201,300 203,900 206,400 208,800	2 級 給料月額		職員のうち、 給料月額は、 する。	281,100	428,000 428,300 428,600 429,000
334,100	327,700 329,900 332,200	320,300 323,100 325,400	308,100 310,400 312,800 315,100 317,700	299,600 301,700 303,600 305,500	円 287,900 290,500 292,800 295,500	3級給料月額		その職務の級が3級であ この表の額に人事委員会	310,400	
378,000	372,100 374,200 376,200	366,200 368,300 370,000	356,100 358,200 360,300 362,100 364,100	347,800 350,000 352,100 354,000	円 336,800 339,100 341,400 343,700	4級給料月額		その職務の級が3級である職員で人事 この表の額に人事委員会規則で定める	339,500	
425,500	421,000 422,600 424,200	416,500 418,300 419,300	407,700 409,500 411,300 413,000 414,800	400,200 402,200 404,300 405,900	円 389,700 392,000 394,200 396,500	5級給料月額		る職員で人事 規則で定める	426,200	
60	57 59	57 57 57 56 57 4 53	49 50 52	45 46 47	40 41 42 43 44	37	33 33 36	29 30 31 32	26 27 28	22 24 25
253,800	250,600 251,700 252,700	244,400 246,100 247,700 249,300	237,700 239,500 241,300 242,900	230,500 232,400 234,300 236,100	221,200 223,000 224,900 226,800 228,600	215,600 217,500 219 400	208,500 210,200 212,000 213,800	201,600 203,300 205,100 206,700	195,200 197,400 199,500	186,300 188,700 191,000
310,500	307,700 308,600 309,600	303,500 304,800 306,000 307,100	299,000 300,200 301,400 302,600	294,300 295,400 296,600 298,000	290,500 291,400 292,400 292,900 293,600	286,600 287,700 289 100	278,600 280,700 282,800 284,800	270,300 272,500 274,600 276,700	263,100 265,500 267,900	252,800 255,500 258,100 260,600
386,500	384,300 385,100 385,800	380,500 381,500 382,500 383,500	375,900 377,200 378,500 379,800	371,000 372,300 373,600 374,800	365,200 366,300 367,600 368,900 370,000	361,300 362,600	355,300 356,800 358,300 359,800	348,900 350,600 352,200 353,800	343,100 345,000 347,000	336,100 337,600 339,300 341,200
423,400	422,000 422,500 423,000	419,600 420,300 420,900 421,600	416,000 417,000 418,000 419,000	411,900 413,000 414,200 415,200	406,600 407,600 408,700 409,800 411,000	403,400 404,500 405,600	398,500 399,800 400,900 402,200	392,100 393,800 395,500 397,200	387,200 389,000 390,800	379,900 381,700 383,600 385,400
467,200	465,700 466,300 466,800	463,600 464,200 464,600 465,200	461,100 461,700 462,300 462,900	457,700 458,700 459,400 460,300	452,900 453,600 454,600 455,600 456,700	449,600 450,700	444,100 445,500 446,900 448,300	438,300 439,800 441,300 442,700	433,500 435,200 436,800	427,200 428,900 430,400 431.900

93 94 95 97 98	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67	61 62 63 64
290,500 291,500 292,500 293,400 294,200 295,100 296,000	285,800 287,000 288,200 289,300	281,400 282,500 283,600 284,600	276,900 278,100 279,300 280,300	272,100 273,400 274,600 275,700	267,300 268,700 270,100 271,100	262,000 263,300 264,800 266,200	258,400 259,500 260,400 261,100	254,900 255,800 256,800 257,800
339,000 339,500 340,000 340,500 341,500 342,000	337,200 337,700 338,200 338,700	335,500 336,000 336,500 337,000	332,600 333,400 334,100 334,900	328,700 329,700 330,700 331,700	324,500 325,600 326,700 327,800	320,400 321,500 322,600 323,700	315,900 317,000 318,100 319,200	311,400 312,500 313,600 314,800
	405,800	403,700 404,200 404,700 405,400	401,300 401,900 402,600 403,200	398,800 399,500 400,100 400,700	396,000 396,600 397,300 398,100	393,400 394,100 394,800 395,400	390,400 391,200 392,000 392,800	387,000 387,900 388,800 389,700
					431,100	429,000 429,700 430,200 430,600	426,600 427,400 427,900 428,700	424,000 424,400 425,000 425,900
					477,000	473,900 474,700 475,500 476,300	470,800 471,700 472,500 473,200	467,700 468,400 469,100 469,900

別表第5 (第3条関係) 医療職給料表 ア 医療職給料表 (一)

凝回	再用員外工任職以の「	2分	鎖回区	
57	4321	市	銀後後後	
266	256 258 263 263	浴 料 月	1	
266,300	円 256,300 258,800 261,300 263,800	額	級	
		浴 类	2	
353,900	H 342,200 345,200 348,000 351,000	月額	級	
		** ** **	3	
416,100	円 405,100 408,000 410,700 413,500	月額	殺	
		浴 类	4	
487,600	H 478,400 480,700 483,000 485,300	月額	級	

再用具任職																						
	121	120	119	118	117	116	115	114	113	711	1119	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100
221,600	305,900	305,600	305,200	304,900	304,500	304,200	303,900	303,600	303,300	302,900	302,600	302,300	301,900	301,800	301,300	300,800	300,300	299,500	298,800	298,100	297,400	296,800
263,900	352,200	351,800	351,400	350,900	350,500	350,000	349,600	349,100	348,700	348,200	347,700	347,300	346,800	346,300	345,800	345,400	344,900	344,600	344,100	343,600	343,100	342,600
289,400																						
328,700																						
357,200																						

令和 4 年12月23日 金曜日

42 43 44	38 39 40	2 33 3 3 5 7 6 5 7 4 5	31 32	26 27 28	23 24 24	17 18 19 20	13 14 15 16	9 10 11 12	8 7 6
378 379 380	371 373 375	361 361 368 368	353 353 357 357	344 346 349	331 334 338	312 316 320 323	297 301 305 309	285 285 286 293	270 274 277
378,800 379,600 380,400	371,100 373,400 375,600	361,900 364,200 366,400	351,600 353,500 355,500 357,400	344,100 346,800 349,000	331,100 334,600 338,000	312,800 316,400 320,000 323,500	297,300 301,300 305,300 309,100	281,400 285,400 289,500 293,500	270,100 274,000 277,800
444				. 444	A . C . C . C . C	N (2) (2) (2) (2)	(12, (12, (12, (12,	(12 (12 (12 (12	(12 (12 (12
444,400 446,100 447,900	436,900 438,800 440,800	427,000 428,900 430,900 432,900	418,700 420,800 422,900 425,000	411,900 411,100 416,400	403,700 405,700 407,500	390,800 393,600 396,100 398,800	376,900 380,400 383,800 387,300	365,700 368,400 371,200 373,900	357,000 360,200 363,000
498,500 498,500 500,300 502,100	491,500 493,300 495,100	483,600 483,700 485,700 487,800	472,700 475,000 477,300 479,600	466,100 468,300 470,600	456,700 459,100 461,500	445,100 447,500 449,900 452,300	435,500 438,000 440,500 442,900	425,000 427,600 430,200 432,900	418,500 420,600 422,600
556,800 558,200 559,600	550,600 552,200 553,800	543,900 545,700 547,500	535,200 537,000 538,800 540,600	529,800 531,600 533,400	522,500 524,400 526,300	512,800 514,800 516,800 518,800	504,600 506,700 508,800 510,900	496,300 498,400 500,500 502,600	489,800 492,000 494,200
81 82 83	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67	61 62 63	57 58 60	υς υς υ ω 4 υ	49 50 51	45 46 47 48
				399,200	397,500 398,000 398,400 398,900	394,400 395,300 396,200 397,100	390,900 391,800 392,700	387,100 388,100 389,100 390,000	381,600 383,000 384,500 386,000
484,300 484,900 485,500	481,900 482,500 483,100 483,700	479,700 480,200 480,900 481,600	477,300 477,900 478,600 479,300	474,900 475,600 476,300 477,000	472,200 472,900 473,600 474,300	468,400 469,400 470,400 471,400	463,900 465,100 466,300	456,800 458,600 460,400 462,200	449,800 451,600 453,400 455,200
00	<u> </u>	<u> </u>	8888	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	8888	<u> </u>	<u> </u>
541,100 542,000 542,900	537,600 538,500 539,400 540,300	534,100 535,000 535,900 536,700	530,800 531,700 532,600 533,400	527,300 528,200 529,100 530,000	523,700 524,600 525,500 526,400	520,500 521,400 522,300 522,300 523,200	515,600 516,900 518,200	510,600 511,900 513,200 514,500	503,700 505,400 507,200 509,000
100 000 900	500 500 400	100 300 300 700	300 700 001	300	700 300 500	500 300 200	900	500 900 200	700 400 200 300
				579	575 576 577 578	572 572 573	568 570	564 565 567	56(561 563
				579,100	575,500 576,400 577,300 578,200	572,000 572,900 572,900 573,800 574,600	568,300 569,200 570,100	564,700 565,600 566,500 567,400	560,700 561,700 562,700 563,700

472,200	398,000	342,800	299,700		再用具任職
		493,000		97	
		492,500		96	
		491,900		95	
		491,300		94	
		490,700		93	
		490,200		92	
		489,700		91	
		489,100		90	
	548,200	488,500		89	
	547,400	488,100		88	
	546,500	487,500		87	
	545,600	487,000		86	
	544,700	486,400		85	
	543,800	486,100		84	

	l .
職の具で	
職務後の後	
1	製給学校 (一)
殺	
2	
級	
ω	
級	
4	
級	
σı	
殺	
6	
殺	

																							調り	文文 文 C	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	再任	3 &	職の見て
32	31	30	30	28	26 97	25	24	23	22	2	20	19	17	16	15	13 14	12	10	9	∞	7	თ თ			ω N		号給	製の秘数
																											绺	
																											薬	1
209,500	208,200	205,500	505 500	204,000	201,100	199,800	198,100	196,600	195,100	103 600	191,900	190,200	186,800	184,800	183,000	179,300 $181,100$	177.900	174,500 $176,100$	172,800	171,200	169,600	165,900 167 700		164.600	161,800	160,400	月額	殺
																											绺	
																											萃	2
244,000	242,800	240,000 241 300	9 40 000	238,800	236,000	234,500	233,300	231,700	230,400	220 000	227,600	226,000	222,700	221,300	219,900	216,800 $218,400$	215,300	212,000 213,600	210,300	208,800	207,300	204,200 205 700	, ,	202,900	201 200 201 200	197,900	月額	殺
																											绺	
																											薬	ω
273,400	271,800	268,700 270 300	200	267,200	264,900 266,000	263,500	262,700	261,700	260,700	5 0	258,600	257,600	255,100 256,400	253,900	252,700	250,000 251.300	248,700	246,100 $247,400$	244,500	243,100	241,600	238,600 240 200		237,200	234,400	232,900	Э	殺
,400	,800	300	700	,200		500	,700	,700	700	000	600	.600	,100	,900	700	300	700	,100	,500	,100	,600	200		200	700	,900 E	離	
																											浴	4
																											本 月	殺
303,900	302,300	300,600	000	297,300	293,700	291,900	290,200	288,400	286,600	00 / 700	283,200	281,400	278,100 279,800	276,700	275,400	273,000 274.300	271.900	269,800	268,600	267,500	266,300	263,700		262,600	260,200	14 258,900	政	₩
																											答	
																											薬	51
348,800	347	345,500	ა პ	341	330	335,500	333,700	331	327,800	2	325	323,700	319,500	317,700	315	311,200 313.300	309,200	305,500 307,400	303	301	299	295,500 297,600		293	289 287	287	П	殺
,800	347,100	300	000	341,600	330,500	500	,700	331,700	,700	000	325,900	323,700	500	,700	315,500	.300 .300	309.200	,500 400	303,500	301,800	299,600	295,500 297,600		293,400	289,200	287,200	产品	
																											浴	6
394,700	393,100	389,900	360 000	388,000	384,500	382,700	381,100	379,000	376,900	374 000	373,000	370,900	366,900	365,100	363,000	359,000 361.100	357,000	352,900	350,800	348,900	346,700	342,400	9	340.300	336,000	333,900	政	殺
																											慦	
																											薬	7
440,700	439,600	437,000	200	435,700	433,000 437 300	431,700	430,200	428,600	425,400 427,000	Š T	423,600	421,600	417,600	415,600	413,400	409,400 $411,400$	407.100	402,800	400,500	398,500	395,800	390,500 393 200		388,000	382,600	379,900	用	殺
700	600	300	3	700	300	700	200	000	000		600	600	600	000	400	400 400	100	800	500	500	800	500 200		000	300	900 1	产品	

69 70 71 72	65 68	61 62 63 64	57 59 60	5 5 5 5 6 5 4 3	50 51	45 47 48	41 42 43	37 38 39 40	35
244,100 244,800 245,400 246,100	241,400 242,100 242,900 243,600	238 239 240 240	236,200 236,800 237,400 238,100	233 233 234 235	229,900 230,700 231,600 232,400	225,800 226,900 227,900 229,000	221,100 222,300 223,500 224,700	216,000 217,300 218,700 219,900	213, 214,
244,100 244,800 245,400 246,100	241,400 242,100 242,900 242,900 243,600	238,600 239,400 240,100 240,600	236,200 236,800 237,400 238,100	233,100 233,900 234,700 235,500	229,900 230,700 231,600 232,400	225,800 226,900 227,900 229,000	,100 ,300 ,500 ,700	216,000 217,300 218,700 219,900	213,500 214,800
286,900 288,000 289,100 290,200	282,700 283,700 284,800 285,900	278,400 279,600 280,700 281,700	274,100 275,300 276,500 277,500	269,100 270,400 271,800 273,000	264,200 265,600 266,900 268,100	258,600 259,900 261,200 262,700	254,600 255,700 256,600 257,400	250,200 251,300 252,500 253,600	247,800 249,100
325,100 325,800 326,500 327,100	322,000 322,800 323,600 324,400	316,700 318,000 319,300 320,700	311,600 313,000 314,200 315,600	305,800 307,300 308,800 310,300	300,000 301,500 303,100 304,600	293,600 295,300 297,000 298,700	287,600 289,100 290,600 292,100	281,500 283,100 284,800 286,400	278,400 280,000
347,900 348,500 349,100 349,700	345,100 345,800 346,500 347,200	342,700 343,100 343,800 344,500	339,500 340,300 341,100 342,000	335,800 336,800 337,800 338,700	331,000 332,300 333,500 334,700	324,900 326,500 328,100 329,600	318,800 320,500 322,100 323,600	312,200 313,900 315,700 317,500	309,100 310,800
388,100 00 388,600 00 389,100 389,600	385,600 00 386,300 00 387,000 387,700	383,000 00 383,700 00 384,400 00 385,100	380,200 00 381,000 00 381,800 382,600	376,900 00 377,800 00 378,700 379,600	373,200 00 374,200 00 375,100 376,100	369,000 00 369,900 00 371,100 372,200	364,300 00 365,500 00 366,700 367,800	358,000 00 359,600 00 361,300 363,000	$\begin{vmatrix} 354,200 \\ 00 \end{vmatrix} = 356,100$
100 600 100 600	600 300 000 700	000 700 400 100	200 000 800 500	900 800 700 500	200 200 100 100	000 900 100 200	300 500 700 800	000 600 300 000	200 100
416,200 416,500 416,800 417,100	414,900 415,400 415,700 416,000	413,900 414,200 414,500 414,800	412,700 413,000 413,300 413,700	411,500 411,800 412,100 412,400	410,200 410,500 410,800 411,200	408,200 408,900 409,300 409,800	405,400 406,200 407,000 407,700	401,000 402,200 403,400 404,600	398,600 399,900
				453,800	452,400 452,900 453,200 453,500	451,000 451,400 451,800 452,100	449,400 449,800 450,200 450,600	446,900 447,600 448,200 448,900	444,400 445,700

109 110 111	105 106 107 108	101 102 103 104	97 98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76
						252,100	250,800 251,100 251,400 251,800	249,200 249,700 250,200 250,500	246,600 247,300 248,100 248,800
	303,100	302,000 302,300 302,600 302,900	300,800 301,100 301,400 301,700	299,800 300,000 300,200 300,500	298,800 299,000 299,200 299,400	297,800 298,100 298,300 298,600	296,100 296,600 297,100 297,600	293,700 294,300 294,900 295,500	291,000 291,700 292,400 293,200
341,300 341,700 342,100	340,100 340,500 340,900 341,200	339,000 339,400 339,800 340,000	338,000 338,300 338,600 338,900	337,100 337,200 337,500 337,800	335,300 335,700 336,100 336,600	333,900 334,300 334,600 335,000	332,000 332,500 333,000 333,500	329,900 330,400 330,900 331,400	327,800 328,100 328,600 329,300
	362,900	361,200 361,600 362,000 362,400	359,500 359,900 360,300 360,700	358,200 358,500 358,800 359,100	357,000 357,300 357,500 357,800	355,400 355,800 356,200 356,600	354,000 354,400 354,600 354,900	352,200 352,700 353,200 353,600	350,000 350,600 351,200 351,800
		402,800	401,100 401,600 402,000 402,400	399,400 399,900 400,300 400,700	397,600 398,100 398,500 398,900	396,000 396,500 396,900 397,300	394,200 394,700 395,100 395,500	392,400 392,900 393,400 393,900	390,100 390,700 391,200 391,900
						424,200	421,700 422,400 423,000 423,700	419,100 419,800 420,500 421,200	417,200 417,500 418,200 418,900

					展	再用員外離任職以の具	\$ E	職の具で	Ą	再用具件機		
25 26 27	21 22 23 24	17 18 19 20	13 14 15 16	9 10 11 12	8765	4321	号給	銀の務後	医療職給料表		113	112
							慦		类			
							莎	1				
2 2 2	20 20 21 21	19 20 20 20	19 19 19 19	18 18 18 18	17 18 18 18	1111	Э	級		10		
215,800 217,100 218,400	207,900 209,800 211,900 214,000	199,600 201,700 203,700 205,800	191,400 193,500 195,500 197,600	185,000 186,700 188,300 189,900	179,100 180,700 182,200 183,700	円 173,400 174,800 176,300 177,700	額			192,000		
							绺					
							莎	2				
24 24	2 2 2 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	21 22 22 22	20 21 21 21	20 20 20	Я	級		21		
240,900 242,600 244,200	234,600 236,300 238,000 239,600	228,900 230,300 231,800 233,300	223,000 224,600 226,200 227,500	217,700 219,100 220,400 221,900	209,100 211,200 213,400 215,500	H 201,000 202,900 205,000 207,000	額			219,400		
							绺					
							薬	ω				
27 27 27	27 27 27 27	26 26 26 27	26 26 26	26 26 26 26	2 2 2 2 5 5 5 5	25 25 25 25	Э	級		24	34	34
274,400 275,500 276,600	270,900 271,500 272,400 273,300	267,400 268,400 269,200 270,100	263,900 264,900 265,900 266,600	260,100 260,900 261,800 262,900	255,200 256,600 258,000 259,100	H 248,400 250,200 251,900 253,700	額			248,300	342,700	342,500
							慦					
							薬	4				
29 29 30	29 29 29 29	28 28 29	2 2 2 8 2 8 8 8	27 27 28	27 27 27 27	27 27 27 27	Э	殺		26		
297,400 299,100 300,600	292,000 293,600 294,900 296,400	286,700 288,000 289,200 290,700	281,900 283,200 284,400 285,500	278,000 278,600 279,700 280,900	274,000 275,100 275,800 276,800	H 270,600 271,500 272,500 273,300	額			264,000		
							绺					
							薬	IJ				
22 22 23 22 23 23	3332	3 3 3 3 3 2 2 2	31 31 32	30 31 31 31	30 30 30	29 29 29 30	Э	級		28		
334,200 335,700 337,300	328,200 329,800 331,200 332,800	321,600 323,300 325,000 326,700	314,500 316,300 318,100 320,000	308,700 310,400 311,600 313,000	301,800 303,600 305,500 307,300	H 294,800 296,500 298,300 300,200	額			288,100		
							绺					
							薬	6				
38 38 39	373 383 383	37 37 37 37	36 36 36	3 3 5 5 3 5 5 5	35 35 35	333 443	Э	級		32		
387,500 389,200 391,000	379,000 381,100 383,200 385,300	370,900 373,000 375,000 377,200	362,500 364,600 366,700 368,800	354,200 356,200 358,200 360,200	346,100 348,300 350,500 352,700	H 337,700 339,900 342,000 344,200	額			329,800		
							绺					
							薬	7				
430 437 438	42; 43(43; 43;	420 422 422 424 426	41: 41: 41: 41:	40: 40: 40: 40:	39; 39; 398 400	387 387 391	Л	殺		37:		
436,200 437,900 439,600	428,800 430,700 432,600 434,500	420,200 422,400 424,600 426,800	411,600 413,700 415,900 418,100	402,700 404,900 407,100 409,500	393,500 395,900 398,200 400,400	用 383,200 385,900 388,600 391,300	額			373,500		

号外第75号

福

101 102 103 104	97 98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	66 67 68
29 29 29	22 22 22	22 22 25 25	22 22 22 28	28 28 28	2 2 2 2	2 2 2 2	20 20 21 21	26 26 26	26 26 26
294,000 294,800 295,600 296,400	291,000 291,800 292,500 293,400	287,100 288,100 289,100 290,200	283,700 284,700 285,400 286,400	280,100 281,100 281,900 282,800	276,600 277,600 278,500 279,400	272,500 273,600 274,600 275,800	268,100 269,300 270,500 271,700	263,800 264,800 265,900 267,100	261,400 262,300 263,000
326 327 327 328	324 324 325 326	321 322 323 323	317 318 319 320	312 313 314 315	307 308 309 311	302 304 305 306	297 299 300 301	292 293 295 296	288 289 291
326,400 327,000 327,600 328,200	324,200 324,600 325,300 326,000	321,600 322,300 323,000 323,600	317,100 318,300 319,500 320,700	312,100 313,300 314,500 315,800	307,500 308,700 309,800 311,100	302,900 304,200 305,500 306,700	297,700 299,100 300,200 301,600	292,200 293,700 295,200 296,700	288,500 289,800 291,100
360,100 360,600 361,100 361,500	358,200 358,700 359,200 359,600	356,000 356,600 357,200 357,800	353,000 353,700 354,500 355,300	348,900 349,900 350,700 351,800	344,700 345,800 346,900 348,000	339,900 341,100 342,300 343,500	335,700 336,500 337,600 338,800	331,300 332,400 333,500 334,500	327,900 329,200 330,500
0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	888
378,500 379,000 379,500 379,900	376,400 376,900 377,400 377,900	374,500 374,900 375,300 375,800	372,600 373,100 373,700 374,200	370,600 371,100 371,700 372,300	368,500 369,000 369,400 369,900	365,500 366,300 367,100 367,900	361,500 362,600 363,700 364,800	357,200 358,300 359,400 360,500	353,900 355,100 356,200
405,500	403,800 404,200 404,700 405,100	402,000 402,400 402,900 403,300	400,300 400,700 401,200 401,600	398,500 399,000 399,500 400,000	397,000 397,500 397,900 398,200	395,200 395,800 396,400 396,700	393,200 393,700 394,300 394,800	390,500 391,100 391,800 392,500	388,200 388,800 389,600
						4.	4. 4. 4.	4. 4. 4.	444
						445,900	443,400 444,100 444,700 444,700 445,300	441,200 441,600 442,100 442,800	440,200 440,500 440,800

141 142	137 138 139 140	133 134 135 136	129 130 131 132	125 126 127 128	121 122 123 124	117 118 119 120	113 114 115 116	109 110 111 112	105 106 107 108
308,900 309,300	307,700 308,000 308,400 308,400 308,700	306,500 306,900 307,200 307,500	305,100 305,500 305,900 306,300	304,000 304,300 304,700 305,000	302,700 303,100 303,500 303,800	301,400 301,700 302,000 302,400	300,100 300,400 300,800 301,100	298,900 299,300 299,500 299,900	297,200 297,700 298,200 298,700
340,900 341,300	339,400 339,800 340,200 340,600	337,900 338,300 338,700 339,100	336,700 337,000 337,300 337,600	335,600 335,900 336,300 336,600	334,400 334,700 335,000 335,300	333,300 333,700 334,000 334,200	332,000 332,400 332,800 333,100	330,400 330,800 331,200 331,600	328,700 329,200 329,700 329,700 330,200
				371,100	369,300 369,800 370,300 370,800	367,400 367,900 368,400 368,900	365,500 366,000 366,500 366,900	363,500 364,000 364,500 365,000	361,800 362,300 362,700 363,000
							ω	ω ω ω ω	ω ω ω ω
							384,800	382,700 383,200 383,700 384,200	380,500 381,000 381,500 382,100

福

再用具任職																			
777	169	167	165 166	164	163	161	160	158	157	156	154	1 53	152	150	149	148	147	145	144
240,400	317,600	316,900 317,200	316,300 316,600	315,900	315,600 315,600	315,000	314,600	314,000	313.700	313,000 313,300	312,800	312.500	312,200	311,600	311,300	311,200	310,800	310,100	310,000
261,200											0.70, 100	345 400	345,100	344,300	343,900	343,600	343,200	342,400	342,000
268,600																			
279,100																			
295,800																			
334,100																			
379,700																			

福

改める。

第四条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項及び第五項中 者」を「当該職員」に改め、同条第九号を次のように改める。 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の前各項の規定にかかわらず、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項 第四条の四を削る。 同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第三条の二第三項の規定により 二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を

の者」を「当該職員」に改める。任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「そ任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「再者」を「額(当該職員」に、「、その者」を「、当該職員」に改め、同項第三号中「再 に改め、「得た額(以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「額(そのの下に「この号において」を加え、「算出したその者(」を「算出した当該職員(」 したその者の」を「算出した当該職員の」に改め、「運賃等の額に相当する額(以下」 同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出第十条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第二項までにおいて」を加え、 「得た額(以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「額(その

記以外の部分中「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項各号列第十三条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項及び第四項中「再 同項第一号及び同条第六項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。 第十六条の四第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第十六条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

時間勤務職員」に改める。 該職員」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「再任用職員」を 第十七条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、 『定年前再任用「その者」を 開短と

該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に第十七条第二項中「第十七条の四」の下に「第二項各号」を加え、「その者」を「当

附則第三項及び第四項中「取扱」を 第十八条の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める 「取扱い」に改める。

附則に次の十項を加える。

属する職務の級並びに第四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該に適用される給料表の給料月額のうち、第三条の二第三項の規定により当該職員月一日(附則第十七項及び第十九項において「特定日」という。)以後、当該職員、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四 職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額 (当該額に、 五十円未満

25

これを百円に切り上げるものとする。)とする。 の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは

前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

16

- 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び
- る職員 号)第三条第一項第一号に掲げる職員(第四号に掲げる職員を除く。 七号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年福島県条例第五)に相当す
- 規定する異動期間(同条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。 を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員
- 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員
- Б. 職員を除く。 職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している
- 日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこと 附則第十五項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第十九 という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日 附則第十五項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定 となる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、 はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上 項において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日に当該職員が受けていた 該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第二十一項において「異動日」 給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたとき 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、
- の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」と料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第三条の二第三項の規定により当該職員給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給計額が第三条の二第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合
- 当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律 以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。 乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、五十円 第九十五号)第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を 命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任 (昭和二十五年法律 以下この

職員」に改め、

別表第一再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を

「定年前再任用短時間勤務

同表再任用職員の項を次のように改める。

福

島

県

報

- 当する額を給料として支給する。 則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十五項の規定によ り当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相 項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規
- 附則第十八項中「前項」とあるのは「第十九項」と、 附則第十八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、 「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。 「基礎給料月額」とあるのは
- じて算出した額を給料として支給する。 規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当用を受ける職員に限り、附則第十七項に規定する職員を除く。)であつて、同項の 受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の 第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、 附則第十七項及び第十八項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、 #十五項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支附則第十七項、第十九項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第十五項の規定の適
- に関する条例(平成四年福島県条例第十一号)第十二条の規定により読み替えて適第十七条第五項(第十七条の四第四項において準用する場合及び職員の育児休業等。 附則第十七項、第十九項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する 行に関し必要な事項は、 | 附則第十五項から前項までに定めるもののほか、附則第十五項の規定による給料十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の額との合計額」とする。 適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十七項、第用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第十八条の五第二項の規定の 月額、附則第十七項の規定による給料その他附則第十五項 適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十七項、 人事委員会規則で定める。 から前項までの規定の施

士短間務員 用時勘職	出前 2年 年 1
19	基 料 月
円 191,700	華麗
220,000	基裕科月
000	群 館
261	器料月
円 261,100	半額
28	基 料 月
円 281,100	単額
29	基 料 月
円 296,600	華麗
д 322,600	基料月營
正 000	単 館
д 365,40	基料月營
田 00	額準
д 399,60v	基料月額
正 00	
円 452,100	基料月額
	巻 料 巻
円 534,700	料月額

職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。 別表第二再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務

仕短間務員 用時勘職	出前 A 年 E 再 E
24	基 料 月
円 246,900	半路
258,80	基 準給料月額
正 00	
Р 263,10	基給料月
月100	4 音
295	基給料月
円295,800	単 額
31	基 裕 月
円 312,400	単額
刊 326,700	基料月營給料月營
正 700	華
д 351,10	基料月營給料月營
100	額
д 387,300	基 準給料月額
田 008	
円 419,700	基 維料月額
0 4	巻 巻 巻
円 463,200	料月額

| 公安職給料表

短間務員時勤職時勤職	定前任年再用
239,700	基
281,100	基 準
310,400	基 準
339,500	基 準
426,200	基 準 給料月額

職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。 別表第四再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務

研究職給料表

刋		
長育店	任短間務員 用時勘職	出 年 再
ロア耳壬目		
長第丘ア再壬用職員以外の職員の頁中	円 221,600	基 準給料月額
	円 263,900	基準給料月額
「再壬用餓員一」	円 289,400	基準給料月額
と「定手前再壬用湿寺間	円 328,700	基準給料月額
土用湿寺間助	円 357,200	基 維 維料月額

務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。 別表第五ア再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤

医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

福

間務員御職	超耳	11年	海 再	定年
			绺	基
			챛	
9	299 700		П	
0	700	迅	額	半
			绺	基
			薬	
9	345		Ш	
,	342 800	围	額	華
			绺	基
			薬	
9	398		Ш	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	398 000	围	額	準
			绺	基
			챛	
:	472 20		Д	
į	2	田	額	半

務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。 別表第五イ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤

令和 4 年12月23日 金曜日

任短間務員用時勤職	全 年 再
	基绺
	薬
11	ш
円 192,000	単額
	基給
	薬
21	皿
円 219,400	準額
	基給
	薬
24	H
円 248,300	準額
	基給
	薬
26	H
円 264,000	単額
	基給
	薬
28	H
円 288,100	単額
	基給
	薬
329	Л
田 329,800	準額
	基絡
	薬
37.	
円 873,500	半額

令和 4 年12月23日 金曜日

務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。 別表第五ウ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤

号外第75号

任短間務員用時動職) 一声 一声
	掛着
	萃
2,	Я
円 240,400	準 額
	基絡
	萃
26	Я
円 261,200	単 窟
	基給
	苯
26	Л
円 268,600	準額
	基給
	萃
27	Д
円 279,100	準 額
	基給
	莾
295	Я
円 295,800	準額
	基給
	苯
334	Л
円 334,100	準額
	基給
	苯
379	Я
Щ 379,700	準額

ウ 医療職給料表 (三)

第一条この条例は、 に同条例第十七条の四第二項第一号の改正規定並びに第二条の規定は、令和五年四月 一日から施行する。 :第十条第二項第二号の改正規定、同条例第十七条第二項及び第三項の改正規定並び 公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条

する条例の規定は令和四年四月一日から、附則第二条及び第三条の規定は同年十二月条例別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関 日からそれぞれ適用する。 (第一条中職員の給与に関する条例第十六条の二第一項の改正規定及び同

(令和四年十二月期に支給する期末手当の特例)

第二条 職員の給与に関する条例第十七条第一項の規定に基づいて職員が令和四年十二 中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百二十二・五」と、 月に支給されることとなる期末手当に関する同条第二項の規定の適用については同号 十」とする。 分の六十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の六 とあるのは「百分の百二・五」とし、同条第三項の規定の適用については同項中「百 [百分の九十七・五]

(令和四年十二月期に支給する勤勉手当の特例)

十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する同条第二項第一号の規定の適用につ第三条 職員の給与に関する条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が令和四年 は「百分の百 いては同号中 (給与の内払) (特定幹部職員にあつては、百分の百二十)」とする。「百分の九十五(特定幹部職員にあつては、百分の百十五)」とあるの

第四条 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」とい みなす。 う。)の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関す る条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払と

福

島

(第二条に係る経過措置

定により勤務している職員には適用しない。 和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第三条第五項又は第六項の規 附則第十五項から第二十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令 第二条による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)

第六条 暫定再任用職員(改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若し る定年前再任用短時間勤務職員 いて同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第四条第九項に規定す の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)を除く。以下この項及び次項にお より採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員 くは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定に (昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。 で

> 同条例第三条の二第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた でに規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、 あるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第三条第二項から第八項ま

- 定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用について2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規 の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員 は、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平 とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年 間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た成七年福島県条例第四号)第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平げる基準給料月額のうち、同条例第三条の二第三項の規定により当該暫定再任用短時三条第二項から第八項までに規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲 額とする。 再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第
- 5 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条 例第十条第二項、第十三条第二項及び第四項、第十六条第一項の規定を適用する。 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十七条

第三項、第十八条の二第二項の規定を適用する。

- 年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第の適用については、同条第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定6 新給与条例第十七条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤 号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間 項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(次 六十三号)第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一
- びに新給与条例第四条第二項、 三から第九条まで、第九条の三、第十一条の二、第十一条の三及び第十八条の規定並 勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 (人事委員会規則への委任) 職員の給与に関する条例第四条第一項、第四項、第六項から第八項まで、第七条の 第三項及び第五項は、暫定再任用職員には適用しない。

第七条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会

人 事 課

福島県条例第五十四号

S会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)**県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例**

を次のように改正する。 県議会の議員の議員報酬等に関する条例 の一部

第五条第二項中「百分の百六十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則に次の一項を加える。

同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百六十五」とする。 令和四年十二月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については*、*

則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 年四月一日から施行する。 第五条第二項の改正規定は、 令和五

議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和四年十二2 この条例(附則に一項を加える改正規定に限る。)による改正後の県議会の議員の 月一日から適用する。

(期末手当の内払)

報

3 期末手当の内払とみなす。 等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の県議会の議員の議員報酬 改正後の条例の規定による

入 事 課

福島県条例第五十五号

部を次のように改正する。 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年福島県条例第六十九号)職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 0)

ように加える。 第四条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次の

当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 この場合において、その減じようとする額が現に受ける給料の月額の十分の一に相

この条例は、 令和五年四月一日から施行する

人 事 課

福島県条例第五十六号

ように改正する。 特別職の職員の給与に関する条例 ^飛の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百**特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例** 号 0) 一部を次の

十」を「百分の百六十二・五」に改める。 第五条第一項ただし書中「百分の百十七 . <u>Б</u>. を「百分の百二十」に、 「百分の百六

附則に次の一項を加える

35

ついては、同項ただし書中「百分の百六十」とあるのは、 令和四年十二月に支給する期末手当に関する第五条第一項ただし書の規定の適用に 「百分の百六十五」とする。

19

(施行期日等)

1 令和五年四月一日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項ただし書の改正規定は、

給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和四年十二月一日2 この条例(附則に一項を加える改正規定に限る。)による改正後の特別職の職員の

から適用する。 (期末手当の内払)

3

当の内払とみなす。 する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、 改正後の条例の規定を適用する場合においては、 改正後の条例の規定による期末手改正前の特別職の職員の給与に関

入 事 課

福島県条例第五十七号 《の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第二職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例

号

の

一部を次のように改

正する。

目次 題名の次に次の目次及び章名を付する。

第 第 第 第 四 三 二 一 章 章 章 章 定年制度(第二条—第五条 総則(第一条)

管理監督職勤務上限年齢制 (第六条—第十一条)

定年前再任用短時間勤務制 (第十二条·第十三条

雑則 (第十四条)

附 第 則 五章

第一章

条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七 の次に次の章名を付する。 並びに警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第二項」に改め、同条 「法」という。)第二十二条の四第一項及び第二項、第二十二条の五第一項、第二十八第一条中「)第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下

第二章 定年制度

に次の一項を加える。 第三条本文中「六十年」を「六十五年」に改め、 同条ただし書及び各号を削り、 同

福祉総室その他医療業務を行う施設等において医療業務に従事する医師の定年は、年2 前項の規定にかかわらず、病院、保健福祉事務所、社会福祉施設、保健福祉部保健

島

を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その第四条第一項各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の下に「生ずる欠害四条第一項第一号中「その」を「当該」に、「その、「空年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員がおと「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員がさいる管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、「その」を「当該」に改め、「を加え、「の事由が存しなくなつた」を「当該」に、「存する」を「ある」に改め、「多に、「の事由が存しなくなつた」を「当該」に、「存する」を「ある」に改め、「多に、「の事由が存しなくなった」を「当該」に、「存する」を「おる」に改め、「多に、「できず公務の運営に著しい支障が生ずることができる」を「るものとする」に改める。本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

福

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病策介条 法第二十八条の二第一項に規定する条例(平成十五年福島県条例第九十九号)第五条に一職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第七条の二第一項、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)第四条又は福島県条例第九号)第七条の二第一項、の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十二年福島県条例第九号)第七条の二第一項、の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十二年福島県条例第九号)第七条の二第一項、明本の計算の職員の職

- の職務の級が寺二級である職の職務の職務の職員の給与に関する条例別表第三に定める教育職給料表の適用を受ける職員でその職員の給与に関する条例別表第三に定める教育職給料表の適用を受ける職員でそ
- 四(前三号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で二(警視又は警部の階級にある警察官(第一号に掲げる職を除く。)

とはる職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年と

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

掲げる基準を遵守しなければならない。 五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に事八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この

- に、降任等をすること。

 いう。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職いう。)及び当該降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)
- 段階に属する職に、降任等をすること。務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤
- 三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属三 当該職員の他の職への降任等をすること。
- (管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めた 動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異 して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異 最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算 該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間 まま勤務をさせることができる。 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、 · 当 次

- しい支障が生ずること。 他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の
- 職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が一 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の 生ずること
- 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情が あるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずるこ
- 2 期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日があ 異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。 ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る 内。第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。 る職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間 事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動 た期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる 任命権者は、 前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長され

福

3

島

監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他のの職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理(任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他 特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、 超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員 きは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めると たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満 力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能 この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監 特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下 に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する 若しくは転任することができる

> 内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。 承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の 三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占 することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間 る事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長 長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定す 任命権者は、 第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延 (前

4

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合 員の同意を得なければならない。 及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、 あらかじめ職

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十一条 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した 等をするものとする。 ときは、当該異動期間が延長された管理監督職を占める職員について他の職への降任 場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅した

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職 間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用でその職務が当該職員が占める職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤 の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務をした者(以下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。)を、従 ける定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。 する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合にお の他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。 (臨時的に任用される職員そ

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法 考により、短時間勤務の職に採用することができる。 十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合の年齢六 十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選

前項の場合においては、 前条ただし書の規定を準用する

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、 附則に次の五項を加える 人事委員会規則で定める。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に4 令和五年四月一日から令和十三年三月二十一日までの間において、職員の定年等に4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に

下欄に掲げる字句とする。の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条第一項中「六十五年」とあるのは同表の一(令和四年改正条例による改正前の第三条第一号に掲げる職員については、次の表

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
六十五年

7

れ同表の下欄に掲げる字句とする。 の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条第一項中「六十五年」とあるのはそれぞ二 令和四年改正条例による改正前の第三条第二号に掲げる職員については、次の表

福

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
六十三年

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。いては、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのはそれ例による改正前の第三条第一号に掲げる職員に対する第三条第二項の規定の適用につ5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、令和四年改正条

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで
六十六年

 六十九年	十一年四月一日から令和十三年三月三十一
六十七年	今和七年四月一日から今和上一手三月三十一日まで一一令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6

 ○ 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を 定めて任用される職員、非常勤職員並びに第三条第二項、令和四年改正条例による改定めて任用される職員、非常勤職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用 及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同及が給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするととなった職員 の異動等の日が属する年度(当該日が年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)に達する日の属する年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度(当該日が年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度(当該日が年度の末日を経過するととなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された田から同日の選の情報の提供及び勤務の意思を確認するよう努めるものとするとともに、同及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同及び給与に関する計画を はいて、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用を の選出り後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

のとする。

「特定地方警務官」という。)が年齢六十年に達する日の属するよう努めるものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとするとともに、同日の翌日以後に対し、当該特定地方警務官」という。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前(以下単に「特定地方警務官」という。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前のとする。

附則

(施行期日)

| 第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、

(勤務延長に関する経過措置)

いう。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」と「項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第一による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項第二条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例

号外第75号

39

の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会 条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。 することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二 来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例

四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の2 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年 うち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のの規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項これに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基日における新条例定年が新条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。)及び日における新条例定年が新条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。)及び 昇任し、降任し、又は転任することができない。 職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員) である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年)に達している る場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年)を超える職(基準 定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日であ 翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年(新条例第三条に規定する を、

3 用する。 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、 第一項の規定による勤務について準

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

島

福

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初 あっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職に職に係る旧条例定年(旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以 という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する の三月三十一日(以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」 い範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。 の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えな 年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達している者を、従前

- 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
- 第一項の規定により勤務した後退職した者 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条 一十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であっ
- て、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員 一十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であっ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者 三年改正法による改正前の地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百

- 項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第 条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同 次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六 じ。)をされたことがある者
- を要する職に採用することができる。 定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務 る職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で 達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要す **令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到**

2

- 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
- 第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者 による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
- 務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三1 施行日以後に新条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。 六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。 あって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者 あって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任 で

で

- 3 又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなけ 更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で 用をされたことがある者
- 職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、 第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された 暫定再任用職員(第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、 附則第五条
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、 用職員の同意を得なければならない。 あらかじめ当該暫定再任

当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行う

ことができる。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合(県が加入する地方自治法 う。以下次項及び附則第六条において同じ。)における前条第一項各号に掲げる者の和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をい**四条** 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合(県が加入する地方自治法(昭 る常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、 うち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとす 従前の勤務実績その他

人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定 当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組 あって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達してい る者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、 合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者で 一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができ

3 一項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、 考により、 務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職て、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第十二条に規定する短時間勤 第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であっ ができる。 に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選 きにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第一項において同じ。) 員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたと 当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職 及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、 ものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職 員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている 一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用すること 附則

四項の規定にかかわらず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年2~令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第 年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。)に達している者(新条例第十職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定名新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係 の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えな二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前 い範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。 の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一

福

島

県

報

間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相合における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、組第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第 づく選考により、 当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基 一項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。 一年を超えない範囲内で任期を定め、 当該短時間勤務の職に採用す

> 2 地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四4 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新 任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。 その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、 により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績 間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第十三条第一項の規定 特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時 第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、 一年を超えない範囲内で

前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。 (令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)

3

第七条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。 施行日以後に新たに設置された職

施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行 日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準 じた当該職に係る年齢とする。

第二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢) (令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法

第八条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令 和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二 十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三 年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

準じた前項に規定する職に係る年齢とする。 務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に いたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職 条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されて

第九条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、 当該職が基準日(附則第三条から第六条までの規定が適用される間における各年の四 条例定年を超える職とする。 いたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新 月一日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されて (令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

2 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職 (短時間勤務の職を含む。)

の前日に設置されていたものとした場合において、 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、 同日における当該職に係る新条例 前項に規定する職が基準日 福

3 準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新 条例定年に達している職員とする。 定年に達している者とする。 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第十条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月 勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間 なった者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準 間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」と当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時 任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。 事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再 により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定 を、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新条例 該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者) 例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当 日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条 いう。)に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者と が新条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相 る新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢 の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日におけ 一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年 (令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢) 2 1

第十一条 とする。 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十年

(職員の再任用に関する条例の廃止)

職員の再任用に関する条例 (平成十三年福島県条例第五号)は、廃止する。 (人 事 課

福島県条例第五十八号

部を改正する条例 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一

福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和六十三年

第三号中 八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)」を削り、同項 第二条第三項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十 「地方公務員法」の下に「 (昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、 同

> 項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える Ŧi.

れらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(こ

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置]

する場合を含む。)又は附則第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用1 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項 く。)」とする。 合を含む。)又は附則第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除 は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場 公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しく での間、同号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職員(地方 員に対する第二条第三項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日ま

入 事

福島県条例第五十九号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

改正する。 職員の育児休業等に関する条例(平成四年福島県条例第十一号) の一部を次のように

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(こ

成四年福島県条例第十一号。以下「育児休業条例」という。)」に改める。 り、同表第十三条第六項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例 間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第五項の項を削 第十二条の表第四条第九項の項を削り、同表第十条第二項第二号の項中「再任用短時れらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 爭

第一項」に改める。 第十二条の表第三十四条第二項の項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条 の四

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条の四第二項の項中務職員」に改め、同表第十三条第五項の項を削り、同表第十六条の項中「再任用短時間 用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第二項及び第四項並びに第十九条の三の項中 「並びに第十九条の三」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第二十一条の表第十条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任

四第 第二十二条の表第三十四条第二項の項中「第二十八条の五第一項」 を 「第二十二 二条の

任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。 二十三条第二号中 「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第 項 に、 再

第二十四条第一項中 「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等_.

附則に次の二項を加える

5 とする」とする。 たその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 〒「)とする」とあるのは「)に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められ育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第十五項の規定の適用については、同項 (給与条例附則第十五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

まで」とあるのは、 定の適用を受ける場合における第十九条の規定の適用については、 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第十五項の規 「第十六条まで及び附則第五項」とする。 同条中「第十六条

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。 (地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

2 員は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十三条第二号に規する場合を含む。)又は附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用・地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項 定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなす。

入 事 課

福島県条例第六十号

福

島

県

うに改正する。 職員の勤務時間、 《の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の一部を次のよ

条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若 しくは第二項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項_ |再任用短時間勤務職員||を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第二条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八

用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第四条第二項、第八条第一項、第十二条第一項第一号及び第十八条中

則

1 (地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第六条第

項

規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 員は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項に 若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)又は附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職

人 事 課

福島県条例第六十一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十二年福島県条例第七十七号) 0)

を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用されている職員を除く。)」 を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 Б. 第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十

れらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(こ

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。 (地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

2 員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日まする場合を含む。)又は附則第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項 く。)」とする。 合を含む。)又は附則第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除 は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場 公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しく での間、同号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職員(地方

人 事

福島県条例第六十二号

「再任

部を次のように改正する。 般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 0)

条第二項の表一の項中「三三八、○○○円」を「三三九、○○○円」に改める。 第五条第一項の表一の項中「四〇五、 ○○○円」を「四○六、○○○円」に改め、 「百分の百六十」を 百 同

分の百六十二・五」に改める。 第六条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、

9 附則に次の一項を加える。

令和四年十二月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、 項中「百分の百六十」とあるのは、 「百分の百六十五」とする。

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定は、 年四月一日から施行する。 令和五

2 この条例(第五条第一項の表及び第二項の表の改正規定に限る。)による改正後の 採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は令和四年四月一日から、この条 (給与の内払) (附則に一項を加える改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付研究員の

後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一3 この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正 後の条例の規定による給与の内払とみなす。 般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、 改正

(人事委員会規則への委任)

4 定める。 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会規則で

入 事 課

福島県条例第六十三号

島

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

うに改正する 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のよ

同項第二号中「第四号」を「第三号」に改める。 を第三号とし、 第十八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号 第十四条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。 同条第二項第一号中「、第二号及び第三号」を「及び第二号」に改め、

第三十四条第二項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

附則に次の一項を加える。 (給与条例附則第十七項等の規定が適用される職員に関する読替え)

支給される職員についての第十八条第二項第一号の規定の適用については、同号中「給

「給料月額と給与条例附則第十七項、

第十九項、第二十一項又

給与条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料を

は第二十二項の規定による給料の額との合計額」とする

料月額」とあるのは、

この条例は、 令和五年四月一日から施行する

入 事 課

福島県条例第六十四号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十四年福島県条例第八十五号) 0)

務職員」に改める。 分の百六十二・五」に改め、同条第四項中「、第十六条」を「並びに第十六条」に改め、 「並びに第十九条の三」を削り、 第九条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十」を「百 第八条第一項の表一の項中「三八三、○○○円」を「三八四、○○○円」に改める。 第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤

附則に次の一項を加える。 (令和四年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

10 同 令和四年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、 項中「百分の百六十」とあるのは、 「百分の百六十五」とする。

則

(施行期日等)

1 四項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項、 第九条第二 一項及び第

2 この条例(第八条第一項の表一の項の改正規定に限る。)による改正後の る条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。 任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和四年四月一日から、この条例 項を加える改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関す 一般職の (附則に

(給与の内払)

3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下 職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のの条例」という。)の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般。 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後 条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4

定める。 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会規則で

入 事 課

福島県条例第六十五号

福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成十七年福島県条例第十三 号

|第一項第一号| を「第二十二条の二第一項第二号」に改める。第二条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」 第二十二

この条例は、 令和五年四月一日から施行する。

附 則

福島県条例第六十六号

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条

入 事

課

「員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例

(平成十七年福島県条例第十四

条本文又は第一号若しくは第二号に規定するそれぞれの年齢から十年を減じた年齢」を 「五十歳」に改める。 第二条第二項中「職員の定年等に関する条例 の一部を次のように改正する。 (昭和五十九年福島県条例第三号) 第三

この条例は、 令和五年四月一日から施行する。

入 事 課

項

福島県条例第六十七号

県

職員の降給に関する条例 《の降給に関する条例(平成二十八年福島県条例第十八号)の一部を次のように改職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の とする」に改める。 級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、 第二条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給(同項本文の 降格することをいう。)

務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」第三条前段中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職 を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

福

島

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)附則第十五項の規定の する」とする。 する」とあるのは「並びに職員の給与に関する条例附則第十五項の規定による降給と 適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、当分の間、第二条中「と

通知を行うものとする。 会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の は、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員 第五条の規定は、職員の給与に関する条例附則第十五項の規定による降給の場合に

この条例は、 令和五年四月一日から施行する

入 事 課

福島県条例第六十八号

福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 福島県職員の退職手当に関する条例 (昭和二十八年福島県条例第三十五号)

0)

期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施 期間に算入しない。」に改め、同条第十項第五号中「第四条第八項」を「第四条第 数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及び本項の規定による 除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で 当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを 第十一条第三項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする。」を「」とし、 一に改める。

する日数を減じた日数。)」を加える。 二十日に満たない日数の場合にあっては、十八日から二十日と当該日数との差に相当 成元年福島県条例第七号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が附則第十九項中「十八日」の下に「(一月間の日数(福島県の休日を定める条例(平 附則第十九項中「十八日」の下に「(一月間の日数(福島県の休日を定める条例 附則第十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。 第二条第一項中「、法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項」を削

項」に改める。 十八条の三第一項」を 第四条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、 「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「前項」 を 第二 同

項」に改める。 十八条の三第一項」を 第五条第一項中 を「第二十八条の七第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」を「第二十 「第二十八条の六第一項」に、 同条第二項中「前項 を 第二 同

第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員と なつた後に退職した者を除く。)」を加える。 第五条の二中「であつた者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第百六十二 号

第五条の三中「十年」を「十五年」に改め、同条の次に次の一条を加える (特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規 おいて、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一 項中「退職した普通職員であつた者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第 定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合に 十二号)第五十六条の四第 なつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「警察法(昭和二十九年法律第百六 五十六条の四第一項の規定による任命(以下 一項の規定による任命 「特定任命」という。)により職員と Q 下 「特定任命」という。

号外第75号

福

45

額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給額の減額改定」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月 額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一 退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二に規定されている俸給月 のは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。 月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月 する条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受け ていた給料月額が減額されること」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員 より職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定を 一号の項及び第五条の二第一項第二号イの項中「特定減額前給料月額」とある

り読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号におい て同じ。)」を加える。 において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定によ 同じ。)」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二 に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」及び「同項第二号イ」の下

条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額(第五の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」を加え、同句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えられた第五条に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の三の二において読み替えられる字に、「同条」を「第五条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(」第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(」 の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。 °

第六条の五中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準以下この号及び次号において同じ。)及び」に改める。 る場合を含む。)」を加える。 第十六条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職 崩す

号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 員」に改める。 第十七条第一項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、 同項第二

「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を 第十九条第一項中「この条」を「この項から第六項まで」に改め、同項から同条第

附則第二項から第九項までを削る。

第二十三項まで」に、 う。)」に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第十四項から附則 改正する条例 正する条例(昭和四十八年福島県条例第四十六号。以下「条例第四十六号」とい附則第十項中「条例第四十六号」を「福島県職員の退職手当に関する条例の一部を 「附則第十項」 を「附則第二項」に改め、 同項を附則第一 一項と

する場合を含む。)及び附則第十七項」を加え、同項を附則第三項とする。 附則第十二項中「第五条」の下に「又は附則第十五項」を加え、 附則第十一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準 「附則第十項」 を 甪

| 附則第二項| に改め、同項を附則第四項とする。

附則第七項とし、附則第十六項を附則第八項とし、同項の次に次の一項を加える。 改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額・特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額 当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受 附則第十三項を附則第五項とし、附則第十四項を附則第六項とし、 けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まない の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合におい て、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相 附則第十五

9

附則第十七項を附則第十項とし、附則第十八項から第二十項までを七項ずつ繰り上 附則に次の十項を加える。

ものとする。

14 げ における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合となく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規 県条例第三号。以下「令和五年旧職員定年条例」という。)第三条第二号に掲げる県条例第五十七号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島 職員に相当する職員にあつては、六十三歳)に達した日以後その者の非違によるこ あつて、六十歳(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年福島 「、第五条又は附則第十四項」とする。 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で

用については、 項」とする。 用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは「、第五条又は附則第十五に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適 は、六十三歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。) 十歳(令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつて善当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六 同条第一項中「又は第五条」とあるのは「、 (定年の定

ついては、適用しない。 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額

- 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員
- 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員
- 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として規則で定め
- 17 職員の給与に関する条例附則第十五項の規定による職員の給料月額の改定は、 給

福

島

県

報

21

第一項の項、 る。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。 員に相当する職員以外の者及び附則第十六項各号に掲げる職員以外の者にあつてはとあるのは「その者に係る定年(令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職 第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「そ 職員にあつては六十五歳とし、附則第十六項第三号に掲げる職員にあつては規則で 相当する職員にあつては六十三歳とし、附則第十六項第一号及び第二号に規定する の者にあつては六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に 号に掲げる職員に相当する職員以外の者及び附則第十六項各号に規定する職員以外 第六条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、退職 あつては六十三歳とし、附則第十六項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六 の者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」 定める年齢とする。)に達する日の属する年度の末日」と、第五条の三の表第五条 五条の三中 ることなく勧奨を受けて退職した普通職員であつた者に限る。次項において同じ。) ない。 以上のものに限るものとする。ただし、 の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢 十五歳とし、附則第十六項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とす 六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員に に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第 当分の間、第五条第一項に規定する者に対する第五条の三、第五条の三の二及び 当分の間、 「定年退職日」とあるのは「定年(令和五年旧職員定年条例第三条第二 第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに 第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、 規則で定める職員については、この限りで その者の非違によ

- T	1	
	当する職員 令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相	員以外の者当する職員以外の者及び附則第十六項各号に規定する職合和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相
	六十三歳	六十歳

附則第十六項第三号に規定する職員	附則第十六項第一号及び第二
る職員	一号に規定する職員
規則で定める年齢	六十五歳

は、 当分の間、第五条第一項に規定する者(式刊音)、 は、 は、 は、 の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とある。 の三中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者 の三中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者 の三中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者 の区分に応じ、同条中「退職した者及び法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同義の三人では、第五条 第一項の規定により退職した者(法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の 第一項の規定により退職した者(法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の 第一項の規定により退職した者(法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の 第一項の規定により退職した者(法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の 第一項の規定により退職した者(法)音に表による者(二十五年以上勤続し、法第二十八条の六

当分の間、第五条第一項に規定する者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる 当分の間、第五条第一項に規定する者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる 当分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る 分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその項並びに第 一項の項、第五条の三第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第 一項の項、第五条の三の表第五条第 一項の項、第五条の三の表第五条第 当分の間、第五条第一項に規定する者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる 当分の間、第五条第一項に規定する者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる

別表を削る。

- 牧める。 |第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第十四項から第二十三項まで」| |附則第五項中「第五条まで」の下に「又は附則第十四項若しくは第十五項」を加え、

附則第六項中「条例第五条の二」の下に「(同条第五条の三の二において読み替

報

福

条例第九十二号)の一部を次のように改正する。 て準用する場合を含む。) 附則第七項中「第五条」の下に「又は附則第十五項」を加える。 附則第八項及び第十四項中「第五条の三」を「第五条の三の二」 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年福島県 及び附則第十七項」を加える。

に改める。

附則第四項中「第十項」] を「第二項」に改める。

第五条 条例第六十三号)の 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 一部を次のように改正する。 (平成十八年福島県

項まで」に改める。 「第五条の三の二」 「新条例」 を 「福島県職員の退職手当に関する条例」 |附則第十項から第十二項まで」を 「附則第二項から第四 に、 「第五条の三」

附 則

(施行期日)

1 第三項の規定については、 この条例は、 令和五年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 第一条並びに次項及び附則

3 2 に至つた者について適用する。 業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当する 一条新条例」という。)第十一条第三項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(次項において「第 第一条新条例附則第十九項及び第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当

いて適用し、 和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算につ に関する条例(次項において「第二条新条例」という。)附則第十二項の規定は、令 同日前の当該期間の計算については、 なお従前の例による。

第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読く。以下「職員」という」とあるのは「又は地方公務員法の一部を改正する法律附則 場合を含む。)若しくは第七条第 み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項から第四項まで、 いう。)に対する第二条新条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「を除 する場合を含む。)又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を 若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用 り読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項から第四項まで、 附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定によ |暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(暫定再任用職員に関する特例) (これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する 項から第四項までの規定により採用された者を除 (令和三年法律第六十三号) 第六条第一項若し 第六条第一項

令和 4 年12月23日 金曜日

職員業務課福利厚生室